

庁内会議の設置について

1 検討体制について

木曾岬干拓地の様々な土地利用を部局横断的に幅広く検討するため、副知事をトップに、関係部局の副部長、次長に参画いただき、「木曾岬干拓地土地活用庁内会議」（資料2—2、2—3、以下、「庁内会議」と言う。）を5月6日に設置しました。

2 庁内会議での検討の進め方

(1) 検討する内容

庁内会議では、関係部局に多角的な視点から意見をいただき、都市的土地利用計画の方向性案の検討を行います。

なお、検討にあたっては、民間事業者の幅広い提案を参考とするとともに、国の支援事業を受託したコンサルや有識者、県政策アドバイザーなど外部の専門家に意見・助言をいただきます。

また、作成した方向性案については、木曾岬干拓地土地利用検討協議会に諮り、桑名市、木曾岬町と連携し、取り組んでいきます。

(2) 検討方法

関係部局と連携して、サウンディング調査でいただいた意見を精査するとともに、内閣府の「PPP/PFI 事業に関する企画・構想の事業化支援」を活用するなどして、追加聴き取り、外部専門家の意見聴取等を行い、土地活用のポテンシャルの確認・方向性素案の整理、土地利用計画策定にあたってのプロセスの検討を行います。

その後、整理した方向性素案やプロセスに基づき、追加調査の実施や外部専門家に意見を聴くなどして、方向性案を作成します。